



建設工事等により発生するアスファルト・コンクリート塊（A s 殻）の搬出について（通知）

技術基準の種類：環境建設副産物
通知日：平成12年8月11日

管 第 3 5 5 号
平成12年8月11日

部 内 各 課（室）長
各 土 木 事 務 所 長
鳥 取 港 湾 事 務 所 長
姫 路 鳥 取 線 用 地 事 務 所 長

} 様

管 理 課 長
（公印省略）

建設工事等により発生するアスファルト・コンクリート塊（A s 殻）の搬出について（通知）

このことについては、平成6年3月18日付発管第241号（平成9年9月16日一部改正）で、工事現場から40 kmの範囲内に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定による中間処理業の許可を有している業者（以下、「再資源化施設」という。）がある場合は、原則として再資源化施設へ搬出することとされていますが、地域によっては一部の処理施設にA s 殻が集中している状況が見受けられます。については、A s 殻の搬出について、下記のとおり定められたので、平成12年8月11日以降起工する工事から適用してください。

記

- 1 A s 殻の搬出先は、アスファルト再生材（再生加熱アスファルト混合物、再生アスファルト混合物用骨材）を製造している施設（別紙参照）を最優先とすること。
- 2 上記施設においてA s 殻の余剰が確認された場合は、他の再資源化施設へ搬出するものとする。
- 3 起工に際しては、上記事項を考慮に入れ、予め処理施設の受入状況を確認した上で、一部の処理施設にA s 殻が集中することのないよう十分に留意すること。